会　議　結　果　報　告　書

平成　　年　　月　　日

会議の名称	平成２６年度志木市国民健康保険運営協議会（第３回）
開催日時	平成２６年　１１月１７日（月）　１３時３０分～１４時２６分
開催場所	市役所４階　第１委員会室
出席委員	小山博久会長、細沼明男委員、前野房子委員、湊田文枝委員、 金子亮一委員、濱野日登志委員、貝瀬美智子委員 （計７人）
欠席委員	西川和人委員、蓼沼寛委員、大山美香子委員、岩﨑英明委員 相神和子委員、（計５人）
説明員	（健康づくり支援課） 抜井課長、原田副課長、渋谷主幹 （計３人）
議題	議　題 志木市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について
結果	議題について審議した結果、承認。 （傍聴者　１人）
事務局	抜井課長、原田副課長、渋谷主幹

審議内容の記録（審議経過、結論等）
１　開　会 ２　議　題 ・審議事項 志木市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について ＜説明＞ 今回の志木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の主な内容について説明する。 健康保険法施行令の改正を踏まえ、出産育児一時金の支給額を被用者保険に準じて３９万円から４０万４，０００円に改正するものである。施行期日については、平成２７年１月１日からである。出産育児一時金は、健康保険法に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被用者保険者又はその被扶養者が出産した時に、出産に要する経済負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度である。 出産育児一時金の支給額について、産科医療補償制度掛金の引き下げに伴い、制度に加入している分娩機関で分娩する場合に加算する額を引き下げるとともに、出産一時金の基本額を引き上げることによって、加算後の支給総額を４２万円に維持するものである。総額は今までの４２万円で変わらないため、保険者に財政的な負担は事実上生じない。 産科医療補償制度とは、通常妊娠、分娩にかかわらず重度脳性まひとなった赤ちゃんと家族の経済的負担を補償するとともに、原因分析や再発防止を図ることなどを目的とした制度で、分娩を取り扱う医療機関が加入している。 ＜質疑応答＞ 委員）産科医療補償制度と今回の改正との関連について、もう少し詳細に説明してほしい。 説明員）産科医療補償制度とは、出産時に申請時が不幸にして脳性まひ等の後遺症が残った場合に最大３０００万円が補償される制度であり、平成２１年度から開始されている。医療機関は掛金として１件につき３万円を実施機関に支払っており、その分を出産費用に価格転嫁しているため、制度導入時に出産育児一時金を３万円引き上げた経緯がある。最近基金が余剰気味であり、掛金が３万円から１万６千円に引き下げられることとなったが、出産育児一時金の総額は４２万円を維持するため、出産育児一時金の支給額を３９万円から４０万４，０００円に改正するものである。国では同様の趣旨で健康保険法施行令を改正するものであり、当市でもこれを踏まえて同様の改正を行うものである。出産育児一時金の総額の４２万円は変わりはない。 委員）出産育児一時金はどのように支払われるのか。 説明員）出産に伴う費用の支払いについては、国民健康保険から直接分娩機関へ支払っている。出産した人は、出産育児一時金の支給額を超えた金額だけを分娩機関に支払うこ

ととなる。
委員）出産費用は今どの程度かかっているのか。
説明員）地域差があるが、平成２４年度のデータであるが、全国平均は４２万円程度で、埼玉県は４４万２，０００円となっている。
委員）産科医療補償制度加入状況はどうか。
説明員）日本産婦人科医会などの調査によると平成２６年５月現在で、病院と助産所は１００％、診療所は９９．６％で大部分が加入している状況である。
委員）補償の内容はどのようなものか。
説明員）分娩に関連して発症した重度脳性まひにより障がいが発生した場合で、１件当たり３，０００万円の補償が支払われる。内訳としては一時金が６００万円、補償分割金として２，４００万円で年間１２０万円を２０回で支払っている。
委員）産科医療補償制度の掛金は誰が払うのか。補償の流れはどうなっているのか。
説明員）分煙機関が運営組織である（公財）日本医療機能評価機構に掛金を支払い、運営組織が、損害保険会社に保険料を支払っている。運営組織で補償対象とされると、運営組織が分娩機関の代わりに損害保険会社に保険金を請求し、保険金が補償金として、妊産婦に支払われる。

＜結論＞
了承。

その他
・委員の任期満了について
現在の委員の任期は１２月３１日で任期満了となる。この間に頂戴したご意見・ご指導は今後とも国民健康保険の運営に役立ててまいりたい。改めて、長年のご指導とご協力に深く感謝申し上げる。
改選後の新たな委員による会議は１月に予定している。